三國傳来

善光寺如来繪詞傳

七

茗荷屋

ハ 4
6207
7

東叡山藏版

善光寺繪詞傳

附録

本宇田川

凡例

此書ハ予さいつころ破邪顯正乃ためか
筆をそめしへども上木時を得ざて徒か歳月
を度り素願いまぎ果さざて今也如来傳
刻成のちふたゝひ追加の一篇を以て再
一ともか此傳の附録とおく忝も
東叡王府の御文庫ゟ謹納し奉ること卍空
生前の大幸死後の面目何を以てこれか加へん

凡例目次

勅本寫

歷史略の非を弁る事

天王寺放光の辯

讃州安範の解

追加

唯一の神道と佛法を忌という事

聖徳皇太子十七箇條の略註

篇目畢

御本云

日本書紀歷代之古史也　元正天皇養老

年中一品舍人親王太朝臣安麻呂奉勅撰

之吾朝撰書迄奏覽以是爲權輿者耶君

臣共以莫不窮此書矣按應神天皇以還

至繼體天皇御宇異域典經多以雖来朝

不解其義徒經三百有餘歲矣推古天皇

御宇聖徳太子察三才之源達三國之起故

始以漢字附神代之文字傍於爰吾邦人

陛下寬惠叡智之餘後世惜其流布之不廣遂
浸得識量典經之旨非至聖誰敢成此緝弘
蓋神道者為萬法之根柢儒教者為枝葉佛
教者為花實彼二教者皆是神道之末葉也
雅以枝葉顯其本原然則異曲同工者歟頃
學儒佛者夥而知神書者鮮矣物有本末事
有終始何棄本取末焉馬於神國爭疏神書乎
萬機之政尚以神事為最第一但神代事理
既幽微非理不通欽惟

命鳩工於是始壽諸梓矣舊本頗純駁不一
求數本考正之去其駁而録其純用之國而
及之天下則以成熙皞之治以紹神尊之紗
保瑞穗之地千五百秋將必有賴於斯馬
慶長己夘姑洗吉辰

正四位下行少納言兼侍從臣清原朝臣國賢敬識

一本加大尾為日本紀跋

流布の本寫誤多ー

○尊を命○斑を班鳩○亡を已○止耜を止耕る作る

○まゝ皆の下言字を脱を

今ハ宣長所藏の本をもて改之

此是神代巻の跋文なり此書を拜見ーて 聖徳太子ハ日本文字の大祖なることをもるべー況十七憲法を制ーて上を扶け下を愍ミ而萬世ニこれか則る日本紀か曰 厩戸豊聰耳皇子ノ尊薨于斑鳩宮ニ是時諸王諸臣及天下ノ百姓悉ク長老如ク失愛兒而塩酢之味在口ニ不嘗ノ少幼者如亡慈父母ヲ以テ哭泣之聲滿於行路ニ乃耕夫止耜舂女不杵皆言日月失輝天地既ニ崩自今以後誰恃哉文こゝまでもるか世人 太子の

皇朝ニ大功あるをもてそたゝ佛法のミ弘めたまへりもへり因て

勅本を拜寫ーて普く諸人ニ示ヲをりゝ

権大僧都卍空

卍空

官板ノ扶桑略記及太子傳ニハ天下大悦トアリ今ハ龜山侯ノ史徴ニ據ル

歴史略古本ハ漢文ナリ近世民間ニ二譯シテ京都ノ書肆ニ梓行ス

弁非

謹以 聖徳太子ノ憲法十七條ハ日本ノ政事ヲ書ニアラハスノ始ナリ故ニ日本紀オヨビ其餘ノ史傳ニモコレヲ載テ萬代不易ノ明政トシ類聚國史九十政理部ニモ我 朝法制ノ第一トス扶桑略記ニ曰ク手ヅカラ書シテコレヲ奏ス天皇大ニヨロコビタマヒ群臣オノ〳〵一本ヲ寫シ讀テ天下ニ傳フ天下一日ニシテ以テ和ス文マタ弘仁格ノ序ニ上宮太子親ラ憲法十七條ヲ作リタマフ國家ノ制法コレヨリ始ルトアリテ代代ノ 聖王賢臣モコノ法ニ依ラズトイフコトナシ尓ルニ元禄年中日本歴史略ト題スル書アリ嘗テ前史ニイハザル杜撰ヲ巧ミ出シ妄リニ賣杜スルモノ多シ其書ニイハク

聖徳利口便オアリ第四條ニ以礼為本ソノ言ニ曰ク下トシテ無礼ハ必ズ有罰イマ馬子ハ下ナリ君ヲ弑スルハ大無礼ナリ必ズ有罰ノ語何ゾ

日本紀ニ 太子ハ藤ノ木ノ冬ノ末ニ聖智アリトイヘリ

フレ食語ヤ。第六條ニ見「惡必匡スノ語アリ。馬子ガ惡ヲバ何ゾ不匡ヤ。十七條ノ中。神ヲ崇メ祭ヲ敬フ條ナシ。聖德ノ神ヲ蔑ニスル胸臆可見。カノ王莽ノ儒ヲ假ノ類ノミアヽ巧言如簧。利口覆邦家ト書タリ。コノ文ノ中。太子ノ馬子ヲ討タマハヌコトハ。應ニコレヲイハベ。太子ノ御カオヨバザル處ナレドモ。再オモヒ三タビオモフトキハ。徹照明鑑ノ御智慧フカク。社稷ヲ重ンジタマフガユヱナリ。前漢ノトキ王莽トイフ人コレヲ忿テ兵ヲオコシテ。王堂ヲ蔑ニス翟義トイフ人コレヲ奪ヒ。自新皇帝ト稱ス。コレ翟義ノ莽ハコノ虛ニ乘ジテ天下ヲ失ヒシナリ。イマ志ハ忠ナレドモ。却テコレガタメニ。漢ノ天下ヲ失ヒシナリ。イマ聖德太子ノ。馬子ヲ討タマハヌコトヲモ計リシルベシ。十七條ノ中。神ヲ崇ルノ條ナケレバトテ。神ヲ蔑ニスル胸臆ナドハ。

開皇三寶錄十五卷。隋ノ臣。費長房ノ撰ナリ

一向日本紀ハ見ザルガゴトシ。日本紀 推古ノ御卷ニ。聖德太子。大臣百官ヲ率テ。神祇ヲ祭リ拜シ。神道ヲ中興シタマフコト。明カニ見エタリ。況ヤコノ 太子ハ。神代ヨリ程チカキ 天孫ニマシマセバ。トリワキ神道ヲアガメタマフコト。論ヲマタザルトコロナリ。然レドモ十七箇條ハ。群臣ノ爲ニ。天下ノ政事ヲ示ス。急務ノ訓ナレバ。一章モ餘ノコトヲ宣マハズ。故ニ神ヲ崇ルノ條ナキハ怪ムニタラズ。孝悌別序ノ事サヘモ載ラレザルナリ。第二條ニ。佛法ノコトアルハ。コレ更ニ佛法ノ爲ニアラズ。コノ法ヲ信ズル人ハ。未來ノ劇苦ヲオソルヽユヱ。自カラコノ世ノ惡スクナシ。是故ニ佛法ヲ以テ。政道ノ資トスル御意ニテ。憲法ノ中ニ加ヘタマヘルナリ。ソノ文ニ。何世何人非貴是法。人鮮尤惡。能敬從之。其不歸三寶。何以直枉。ト宣ヘルニテ國事タルコトヲ知ベシ。例セバ隋ノ開皇三寶錄ノ第十二

載ス。侍中何尚之ガ宋ノ文帝ニ對ヘタル文ニ。佛法ハ坐ナガラ天下泰平ヲ致スノ法ナリト。イヘルト同意ナリ。抑聖徳太子ハ。日本儒道ノ中興ニテマシマセバ。儒者ハ殊ニ尊信スベキノ處。吾ガ嫌ヒノ佛法ヲ弘メタマフユヱ。恩ヲワスレ義ニソムキテ。仇敵ノゴトク憎ミタテマツルナリ。古語ニ。好スレドモ其アシキヲシルモノハ。天下ニ鮮シトイヘリ。世ニ大儒先生トモイハル、人ニシテ。愛ハ屋上ノ烏ニ及ボシ。怒ハ水中ノ蟹ニ移ス心アリテハ。君子ノ人トハイヒガタシ。

六ノ論ニイハク。其人ヲ愛スルモノハ。ソノ屋上ノ烏ニオヨブ。文。佛法ヲ排斥タルコトヲ喜ビテ。守屋ヲ愛スルハコレニ當レリ。

○晉ノ解系ノ傳ニイハク。趙王倫宿シノ憾ミヲ以テ。解系ヲ收テイハク。我水中ニオイテ。蟹ヲ見ルスラ尚コレヲ惡ム云ヘコレ解ト蟹ト音同キユヱ。咎ナキ解系ヲモ憎ミシナリ。佛法ヲ嫌フガユヱニ。聖徳太子ヲ憎ミ奉ルハコレニ同シ。

我レ今ツヾシレデ。天下ノ諸人ニ告グ。彼ノ王莽ガ儒ヲ假リシハ。國家ヲ奪ハンガタメナリ。聖徳太子ノ十七箇條ハ。萬民ヲ懲ムガユヱナリ。ソノ理天淵ノミニアラス。此時スデニ皇太子ニテマシマせバ。後ヽハキハメテ天子タルベキ御身ノウヘナルヲ。謀反人ノ王莽ニ喩ヘタルハ大無禮ナリ。言ヲ食ムモノ全ク歷史略ニアリ。扶桑略記ニ曰ク。國ノ國タルヤモト禮ヲ設ルニ依ル。人ノ人タルヤマタ禮ヲ行フニ由ル。故ニ書ニ曰ク。禮アルトキハ安ク禮ナキトキハ危シ。乃至西朝ワガ國家ヲ重ンジテ。稱シテ禮儀ノ鄉トス。云ヽ今聖徳太子。掛モ畏キ帝ノ御子ナリ。推古ノ御トキ東宮タリ。攝政タリ。何ゾ下トシテ上ヲ慢スルノ甚シキヤ。唐土モシ歷史略ヲ看タラバ。奚ゾ禮儀ノ鄉トイハン。近ク龜山

侯ノ史徴ニ.

皇紀相承テ.開闢ヨリ今ニイタル.然ルトキハ今ノ古ヲ記スルモノ.西土ノ諸史ノ.前代異姓ノ時ノコトヲ記スルモノト.大ニ同ジカラズトイヘリ.孔子ノ春秋ヲ作リタマフニモ.周室ノ天子徴弱ニシテ.晉國ノ召ニ應ズルスラ.天王河陽ニ狩スト書テ.ソノ過アルサヘモ.回護シテ記レタマヘルコト.斯ノゴトシ.然ルニ歴史略ノゴトキハ.曽テ前史ニ見エザル.新奇ヲツクリ出シ.用明　推古ノ聖皇ヲ.不義姦淫ノ君ニ書成シ.　聖徳太子ヲ賊子トシ目ケ.反テ守屋勝海ノ叛臣ヲ.國ノ忠信トイヘリ.マタ一人ノ穴穂部皇子ヲ.善ト惡トノ二人ニコレラヘテ.守屋ニ一味セシ穴穂部ハ.善人ナレドモ.惡ヲ巧ミシ穴穂部ハ.聖徳太子ノ弟ニテ.叔母ノ炊屋姫ニ婬セシ人ナリト書タリ.凡日本紀ヲハジメ.其餘ノ史傳ニモ.太子ノ御弟ニ.穴穂部トイフ人アルコトナシ.推古女帝イマダ　炊屋姫尊ト申シ、トキ.

奸婬セント巧マレシハ.守屋ト一味シタマヘル穴穂部ノ皇子ナリ.然レドモ三輪ノ逆トイフ人　炊屋姫尊ヲ守護シテアリシユヱ穴穂部皇子ノ七度マデ門ヲヒラケト呼タマヘルニモ.嘗テ官門ノ内ヘダモ入ラレザルコト.日本紀ニ著明ナリ.何ゾ婬ストイフベキヤ.況ヤ其トキハ.敏達天皇崩御ノ翌年ナレバ.聖徳太子サヘモ十五歳ノ御時ナリ.尓ルニソノ穴穂部皇子ヲ.太子ノ御弟ナリトイハバ.年齢凡十二三歳ニ過ベカラズ.於是子ガ言窮スベシ.笑ニタヘタリ.

○マタ　聖徳馬子ハ亂臣賊子ニシテ.　詔ニアラズシテ.國ノ賢佐タル守屋勝海ヲ殺ストイヘリ.馬子ヲ亂臣トイヘルハ.サルベキ事ナレド.聖徳太子ヲ賊子トイフコト.古往今来.未曽有ノ新説ナリ.日本紀ヲ撿スルニ.コノ一邦ヒラケシヨリ以来.天下ノ萬民老若男女オシナベテ.聖徳太子ヲ慕ヒシホドノコトハ.前後ニ曽テ見エス.豈翅在世ノミ

ナラシヤ。今千歳ノ星霜ヲ經レドモ。彼徒ヲ除テ。ホカハ一天下擧テ。コノ太子ヲ尊信セズトイフモノナシ。既ニ日本紀推古帝ノ廿九年ニ。彼此トモニ聖トイヘルコトモ見エタリ。コレ彼ハ三韓。此ハ日本ノコトナレバ。異國ニモコノ邦ニモ。コノ太子ヲ聖人ト崇メシコトナリ。サレバコソ史傳ニ。已ニ聖王トイヒ。至聖トイヘリ。タヾ歷史略ニノミ。賊子ト書タリ。コレ全ク餓鬼ハ水ヲ火ト見ノ類ナルベシ。マタ守屋勝海ヲ。國ノ賢佐忠信ノ人ナリト書成タレドモ。邪正善惡。ミナ日本紀ニアキラカナレバ。煩ハシクコヽニ云ベキニアラズ。類聚國史。卷八十八ニ刑法部アリテ。日本開闢以來ノ謀反人ヲ擧ラルヽ中ニモ。穴穗部皇子ト。守屋大連トヲ載ラレタリ。請フ。世人正史ヲヒラキテ。史略ノ妄說ヲ對映スベシ。

○歷史略ニ。馬子。穴穗ノ罪ナキヲ弒ストイヘリ。歷史略ノ文ニハ穴穗ヲ守屋ガタトシテ。カクイヘルナリ

大汎穴穗部守屋ノ惡心ハ。史傳ノ中所〻ニ見エタレバ。今ハ置テ論ゼズ。タヾソノ謀反ノ明白ナル事ノミヲイハヾ。日本紀敏達帝十四年ノ紀ニ。穴穗部皇子。天下ヲ取ント欲ストイヘル事アリ。是一用明帝元年ノ紀ニモ。穴穗部皇子陰カニ天下ニ王タラレント欲シ。口ニハ詐リテ三輪ノ逆ヲ殺サントイフトヲ見エタリ。是ニ又崇峻帝ノ卷ノ首ニモ。守屋ノ大連。穴穗部ノ皇子ヲ立テ。天皇トナサレト欲シ。遊獵ニコトヨセテ。竝替ント謀イフコトヲモ載ラレタリ。是三何ゾ罪ナシトイフベキヤ。是ヲモシノブベクンバ。孰ヲカ忍ベカラザラン。トヾ素ヨリ穴穗部ヲ誅シタルハ。馬子ノ私ニアラズ。此トキ空位ナルユヱ。炊屋姬尊ヨリ。勅シタマヘルコト日本紀ニアキラカナリ。

○マタ歷史略ニ。逆君ノ忠ナルヲ殺セドモ。其人ヲ討ズトイヘル處モアリ。コヽニハ穴穗部ヲ太子ノ御弟ニシテ。カクイヘルナリ 纔一紙ノ中ニオイテ。カク言ノ矛楯スルハ。

コレ所謂穴穂部ヲ二人ニ拵ヘタルユヱ.ソノ穴穂ハ善人ナリト混ハシテ.守屋ノ惡ヲ他ニ推ントノ計略ナルベシ.然ドモ逆君ヲ殺シタル軍ニハ.二度トモ守屋出陣シテ.而モ逆等ヲ斬訖ト.守屋ミヅカラ穴穂部ニ告シコト.日本紀ニミエタレバ.コノ強横ハ立ガタシ.凡歷史略ニ六義ヲ擧テ.コレヨリ朝廷ミダレ.王道ホロブト書テ.用明天皇ヲ誹リ奉ルモノ.コトゞ〳〵ク斯ノゴトクノ妄說ナレバ.一ツモ採ニタラズ.サレドモソノ中ニ.タゞ一ツ紛ハシク聞ユルハ.用明妹ヲ后トシテ.聖德ヲ產トイヘリ.コレ吾 邦ハ 神代ノトキ.男女耦生ノ神マシくテ.神ト神ト夫婦ニナリタマフ國ナルユヱ.カノ唐土ノ.堯ガ舜ニユヅリ.舜ガ禹ニユヅルナドノ.其種姓ヲエラバザルモノトハ.國風オホイニ殊ナリ.既ニコノ時代ニモ.欽明ノ御后 石姬ノ皇后ハ.舅姪ナリ.敏達ノ御后 炊屋姬尊ハ.別腹ノ御妹ナリ.何ゾヒトリ 用明帝ノミヲ尤ムベキヤ.

男神ナラビ出ヲ 倶生トイヒ.男女匹耦シテ化生スルヲ 耦生トイヒ.男神單化スルヲ獨化ト云.日本紀纂疏ニ見ユ

渡會延佳カ御妹ヲ.タフトミテ皇后ノ位ヲサヅケタマフノミトイヘルハ.日本紀ニ背ケリ.

モ.別腹ノ御兄弟ナルコト.日本紀ニ見エタリ.神皇正統紀ニハ.コレヲ引テ炊屋姬尊ノ先蹤ヲ明セリ.

女古ノ例ハ別腹ノ兄弟ハ夫婦トナリ.同母ノ兄弟ハ夫婦トナラズ.コレ日本上代ノ風俗ナレバ.更ニ訝ルベキニアラズ.サレドモ其禮法ノ正キコトハ.允恭天皇ノ御代同腹ノ皇子皇女密通シタマヒテ.伊豫ノ國ニ配流タマフ日本紀ナドニテモ知ルベシ.却テ唐土ニハ.猥リナルコトノミアリテ.風俗アレカリレナリ.故ニ古事記傳ノ一二.わなぐ姓ぐち婚ることゆるさぞといふ制などゝかの國よりても.上代ようもろるふいあ〳〵むゝ.周の代のさだめなりかくきびしく定めたる.ハ國の俗あ〳〵くもて.親子同母兄弟などの間よも.みだりなる事のミ常多くて.別なく治まりぐさかりしゆゑなれバ.かくりて國の恥なるをや.ミ周の代のほどふもとゝ.諸侯といふきハの者もこれを破れる

が多けれバまして、つぎ〳〵いもうとなどおほく奸けし
例もあるものをや。然るを儒者どもの。昔よりかく世人の守り
あくぬることをバ忘れて。いとづらなる定のことをとらへて。たけきこと
ふりひ思ひ。そこ皇國をもちひて賤しめんとして。ともすれバ兄弟
まくびせしことをいひ出て。鳥獸のふるまひぞとそしる。えゝ
抑皇國の古ハたゞ同母の兄弟をのミ嫌ひて。異母の兄弟などゝ
御合坐しことしハ。天皇と始め奉りて。おほ〳〵よのつねよりて忌
ことなりき。但し貴き賤きへだてハいとく有て。おのづら
みぞりちゝざりけり。えゝかの國ハ王の紗かゝれバ。下まづでも共か
うりつれバまことふ別なし。秦よりこなたハいよ〳〵此道おくぞ
えだりこゝて。賤しき奴の女も。君の寵のまふ〳〵忽ち后の位に
のぼり。王の女も。そこらなき男よあハせて恥とも打もへらぞ。凡て

貴賤き品さだめもなくぞ。鳥獸のありさまふ異ならぬハ。漢國のことなり
トイヘリコレ儒家者流ノ中ニハ動モスレバ唐土ノ法ヲモチテ一縁ニ
我　邦ヲ是非スルユヱ本居翁ノカク忿激セシコト。見エタリサレドモ
コノ翁モ古事記傳ニ漢國よハ君を弑し國をうばひ〳〵聖人
あり（巻一ノ所謂聖人も賊の爲ぞたるなり　同巻ノトイヘルハ八十四）
コレマタ吾　君子國ヲモッテ他方ヲ是非シタル言葉ナリ詮ズル
トコロ彼國ニハ彼國ノ風アリ我　邦ニハ我　邦ノ風アリモシ湯
武ヲシテ我　邦ノ聖人タラシメバ國ノタメニ惡王ヲ斥ゾクルトモ
王ノ紗ハ斷マジキナリコヽヲ以テ我道ノ是非ヲ推テ他ノ道ノ
是非シガタキヲ知ベシ
然ルニ　聖徳太子出タマヒテ。本朝ニ文華ヒラケ。イツトナク兄弟夫婦
ノコトハ遏タレドモ。マダ中古マデモ。姉妹姪ノ后トシタルコヽヒレコト。續日本紀ニ

ミエタリ．カノ源氏物語ニノセタル．藤壺ハ桐壺帝ノ姪ナリ．女三ノ宮モ源氏ノ姪ナリ．朧月夜ハ朱雀ノ姨ナリ．コレハ作リ物語ナレドモ．コノ時代マデモ．ソノ例實ニアリタルユヱ．紫式部ノカクハ書レシナリ．今ノ世ニテモ同姓ヲ娶リ．後弟夫婦トナルコトハ．重縁ナリトテ．人〻却テ悦ベリ．サレドモ唐土ノ例ヲモッテ匡サバ．不義トモイフベキコトナレバ．コレヲ不義トハセザルカゴトク．千年已前ノ風俗ニテ．別腹ノ兄弟ガ夫婦トナリシモ．其時代ノ人ニシテハ．更ニ不義ニアラズ．然ルニ今ノ書生ナドハ．日月ノ照ストコロ．霜露ノ墜ルトコロ．唐土聖人ノ教ニ背ケバ．コトゴトク無道不義ナリト固執スレドモ．教ノミチハ．其國ノ國ニテ．カハルコトモアレバ．萬國一同ノ物ニハアラズ．己ニ閻浮提一州ノ中ニテ．唐土聖人ノ教ヲッタフルハ．僅ニ支那朝鮮　日本ノ三箇國ニテ．其餘ノ國ハオノ〻ソノ國ノ國ニ聖人アリテ．國ヲ治メ民ヲ導キタマフナリ．サレドモ

教ノ法ハ．ソノ國ニテ變リタルコトモ有ヨシ．彼阿蘭陀國ナド．五倫ノ禮法ハ違タレドモ．ソノ正シキコトハ．唐土ニモ劣ラザルナリ．況ヤ吾　日本ハ開闢以来時〻　神聖ノ出タマヒシ國ナレバ．凡智ヲ以テ伺ハルコトニアラズ．應神天皇ノ御代ヨリ．儒書ヲ貴マルトイヘドモ．別腹ノ兄弟ハ夫婦トナルコト．イマダ禁ゼス　聖徳太子ノ御時ヨリ．儒教オホイニヒラケ．自然トコノ禮立タリ．コレ乃天照太神ノ御心ヲウケテ．時ニ應ジ．機ニ契ヒテ．カクハ教ヲ垂タマフコトナレバ．我　朝ニ儒教ヲ用ヒラルヽモ．天下ニ佛教ヲ弘メタマフモ．其源ハ全ク　神慮ヨリ出ルモノナリ．サレバトテ猥ニ異國ノ例ヲ引テ．皇國ヲ是非センハ．カヘスヾ〻モ僻事ナリ．ソモ〻祇挺生ノ地ニテ．寶祚無窮ノ御擔ムナシカウズ．今ニイタリテ．一百四十七萬四千歳嬋譲ヲ聞カズ．姓氏ヲ稱セズ．唯　天皇ヲ以テ．コレヲ皇國ノ是非センハ．カヘスヾ〻モ僻事ナリ．ソモ〻祇挺生ノ地ニテ．寶祚無窮ノ御擔ムナシカウズ．今ニイタリテ．一百四十七萬四千歳嬋譲ヲ聞カズ．姓氏ヲ稱セズ．唯　天皇ヲ以テ．コレヲ

尊ブ。淮南子ニイハル。東方ニ君子國アリトハ。蓋コレヲ謂ナラン。然ルニ元禄享保ノ間。局儒生アリテ。彼ヲ華トシ。此ヲ夷トシ。ソノ甚シキニ至リテハ。東夷或ハ倭奴國ト書タルモアリ。コレ何ト云コトゾ。漢土ノ如キハ。匹夫下賤モ。時ヲ得テ王位ニノボリ。而シテ其國ヲ有ツコトノ。久キモノ僅ニ八百歳。ソノ次ハ六百歳。マタ其次ハ四百歳。最モ下ナルモノハ。五十歳ナルコト能ズ。豈吾邦ト。日ヲ同シテ談ズベケンヤ。學者コレヲ思ヘ。

○又歴史略ニ。聖武天皇ヲ。昏主凶政ト書タレドモ。コノ帝ノ聖徳マシ〳〵シコトハ。列朝ノ史傳ニ見エタリ。神皇正統紀ニ。言語ハ君子ノ樞機ナリ。ソヲナドロ〳〵ト。ふざるべカラヌコトゾ。ソノ上ニ。ことばかくさき氷ハおとをふむうりにくるなどひあれば。乱臣賊子となりもてそ〳〵あんこそ事ばをつゝしまざるうり生ぐるなり。世の中ハとろくるとやハ。日月の光めかくるふもあらじ。事ばのあしく成行を。未世とハいへるふやト示サレタリ。ツモ〳〵

聖武天皇ハ。天性慈悲ノ御心アツク。神龜元年ヨリ。勝寶元年マデ。御在位二十五年ノ間ニ。天下ニ大赦ヲ行ヒタマフコト。十六度或ハ罪ノ一等ヲ降シ。或ハ大辟以下ヲ赦シタマフコト。其數ヲシラズ。恒ニ老疾窮民ヲ賑シ。孝順節義ヲ賞シ。悲田院ヲタテ、孤獨ヲ養ヒ。施藥院ヲ開テ病人ヲ救ヒ。或ハ京中ヲ巡幸マシ〳〵テ獄邊二至リ。囚等ノ悲ミ叫ブヲ憐愍シテ。ソノ罪ヲユルシ。剰ヘ衣服ヲ賜ハル。或ハ諸國ニ詔シテ。放生ヲスヽメ限期ヲ約シテ殺生ヲ禁ゼシム。就中牛馬ヲ殺コトヲ固ク禁メタマヘリ。其勅ニイハク。牛馬ハ人ニ代リテ。勤勞シテ人ヲ養フ者ナリ。屠殺ヲ許サズ云〳〵。凡コノ貧窮ニ穀ヲ賜フコト。枚擧ニ遑アラズ。コノコト既ニ續日本紀ヲハジメ。扶桑略記。編年集成。帝王編年紀等ニモ記サレタリ。又類聚國史百七十三

殺生ヲ禁ゼラルヽノ日ハ漁ヲ業トスル二ハ粮ヲタマハル

妻ナキヲ鰥トイヒ夫ナキヲ寡トイヒ親ナキヲ惸トイヒ子ナキヲ獨トイフ

ニ神龜元年　聖武天皇百姓ノ深ク痼病ニ沈ミ年ヲ經テ愈ズ或ハ重キ病ヲウケテ晝夜辛苦スル者ヲ憐ミタマヒ京オヨビ諸國ニ醫藥ヲ遣シテ救療セシメ又病ノ輕重ニ依テ穀ヲ賜ヒシコトモ見エタリ マタ百歲以上ニ穀三石ヲタマヒ九十以上ニ二石八十以上ニ一石孝子順孫義夫節婦ハ其門閭ニ表シテ身ヲ終ルマデ事ナカラシメヨ鰥寡惸獨篤疾ノ徒自ラ渡世ノ成カタキモノニハ所在ノ官司量ヒテ賑恤ヲ加ヘヨト勅シタマヘルコトヲ載ウル シカルニ子ヒトリゴノ帝ヲ昏主ト政ヲ罵ル然ルトキハ列朝史傳及ビ管公ノ類聚國史ハ杜撰ノ妄說トスルカ其コレヲ如何

〇續日本紀　淡路ノ帝ノ御巻ニ天平寶字二年秋八月九日　聖武天皇ニ謚奉ラント造盧舍那金銅ノ大像ヲ若有勅曰昔者先帝敬發法誓奉造盧舍那金銅ノ大像ヲ若有朕時不得造了頗於来世改身猶作既而鎔銅已成塗金不足天感至心之信終出勝寶之金我國家於是初有奇珍開闢以来殊聞若斯盛徳者也加以賊臣懐悪潜結逆徒謀危社稷良日久矣而畏威武欽仰仁風不敢競鋒咸自訓服可謂聖武之徳比古有餘也其不奉揚洪業何以示於後世敬依舊典追上尊號策稱勝寶感神聖武皇帝謚稱天璽國押開豊櫻彦尊欲使傳休名於萬代與乾坤而長施揚茂實於千歲共日月而久照普告遐邇知朕意焉

コノ宣詔ヲ拜見シテ聖ト武ト無備シタマヘルコトヲ知リ奉ルベシ然ルニ歷史略ニ庶馬始ニ嘶ヒ玄鏡醜ヲ影ス聖徳聖武ノ謚號ハ實ナレトイヘリ神皇正統紀ヲ按ズルニ應神ノ時代ニ至ラセラレテ經史ヲモ學ハシマシテ武の内時吉備大臣入唐シテつくべたりけるなこそ流布し

ゝれト見エタレバ。今　本朝ニ一卷ノ書ヲ讀モ。遠ク八　聖徳太子ノ垂裕。近ク八　聖武天皇ノ功績ニヨラズトイフコトナシ。イカナレバトテ。彼撰者ハカク恩義ヲシラザルヤ。

○帝王編年紀ニイハク。聖武天皇大佛建立ノトキ。沙金ノ得ガタキヲ以テ。遣唐使ヲ企テ。金ヲ買レメントス。八幡宮託宣アリテ。遠ク他國ニ求ルコトナカレ。此邦ニ出ベシト告タマヘリ。果シテ奥州ヨリ初メテ黃金出ルトゝい。編年集成扶桑略記ニ載ルトコロコレニ同シ。神皇正紀ニモ。陸奥の國より始て黃金をたてまつる。この國ゝ金あるの感應なり。乃至佛法弘通の盛徳あり。トイヘリ。加旃年號ヲ天平感寶ト改メラレシモ。諡號ヲ勝寶感神ト奉リタマフモ。是皆此邦ニ。始テ黃金ノ出タル確據ナリ。シカルヲ歷史略ニ。黃金ノ出タルヲ。文武天皇ノ御代ニカキカヘ。剩ヘ註書ニ。佛氏ノ書ニ聖武大佛ヲ造ル。陸奥始テ。黃金ヲ貢トイフハ妄ナリト書タリ。現ニ續日本紀　聖武ノ御卷二。二月丁巳陸奥國始貢黃金ト。アリ。又東大寺ニ御幸ナリテ。盧舍那佛ニ申シタマフ。宣命ニモ。コノ日本國ハ天地開闢ヨリ以來。黃金ハ人ノ國ヨリ獻ルコトハアレドモ。コノ地ニハ無モノト念ヒシニ。盧舍那佛ノ慈賜ニヨリテ。東ノ方陸奥ノ國ニ黃金出ルトゝい。（續日本紀卷第十七マヽ）

天平廿一年二月十八日黃金ヲ奉ル。因テ年号ヲ。天平感寶ト改ル後又勝寶ニ作ル

佛ニ申シタマフ。宣命ニモ。コノ日本國ハ天地開闢ヨリ以來。黃金ハ人ノ國ヨリ獻ルコトハアレドモ。コノ地ニハ無モノト念ヒシニ。盧舍那佛ノ慈賜ニヨリテ。東ノ方陸奥ノ國ニ黃金出ルトゝい。（續日本紀卷第十七マヽ）

〇歷史略ニ 光明皇后僧玄昉ヲ見テ大ニ娛ミ病愈ユ 帝布帛ヲ玄昉ニ賜フトイヒ又コノ 御代ヲ婬亂ノ朝トモイヘリ 子續日本紀ノ文ヲ撿スルニ玄昉ヲ御病ノ愈タルヤ 皇太后宮藤原ノ宮子ナリ コレ 聖武天皇ノ御母ニテ 光明皇后ノ御姉ナリ コノ 皇太夫人年ヒサシク沈幽ノ御憂アリテ 聖武天皇ヲ御誕生マシ〳〵シヨリ以來 御親子相見エタマハザリシニ玄昉僧正ヲ一看タマヒテ 慧然トシテ開晤シ 天皇ト相見エタマフ 天下ヨロコビテ賀シ奉ル 天皇叡感アリテ玄昉ニ布帛若干ヲ賜フトヲ知ベシ 然レドモ中古ニモ 才ボヘ違ヒタル人モアルニヤ 法隆寺雜用抄ト云ル書ニ或人ノ物語ニイフトシテ 聖武天皇ノ御宇ニ玄昉トテ大學生ノ男アリ 彼才智ヲ 徵ちんげたるふ皇后よんでまぐはひ 子ヲ生ませ給ふ 善珠僧正ノ傳ニ玄昉日本一ノ大學生ナリトイヘリ コレモ

皇太夫人ト 光明皇后トヲ 取チガヘタル誤ナリ サレドモ計略ナクシテ 是ヲ言ハヾノ罪ナホ淺シ 歷史略ノゴトキハ ヾノ罪最深シ 智謀アルヲ以ナリ 愚拙ズルニ 大鏡七ニ 不比等ノ大臣ノ 聖武天皇ノ御ム后ときこえける 今一所ノ御むすめ 皇后ときこえける 今一所ノ御むすめ 皇后ときこえける 今一所ノ御むすめ 皇

カク大師ノ尊崇シタマヘルニテモ。日本一ノ大學生ナルコトシラレタリ。

予ツラ〳〵歷史略一部ノ書躰ヲ見ルニ。名ニシオフ聖王賢臣タリトモ。佛法ニ歸依シタル人ナレバ。コレヲ憎ムコト仇敵ノゴトク。國ノ爲ニ功アルモ削リ滅シ。其身ニ過ナキモ無實ヲ記ス。然則ハ淨宗護國篇登譽上人三河國大樹寺ノ傳記ナドニモ。筆削スベキ處アルベシ。爲ザルハ何ゾヤ。

日本紀ヲハレメ 列朝ノ史書。片言隻字モ。イマダ嘗テ佛法ヲ毀斥タルモノナシ。却テ其道ヲ讃頌ノ文所〳〵ニ見エタリ。古賢ノ博士ハ姑ク置キ古ノ名士八北畠准后親房卿。一條禪閤兼良公ナリ。コノ兩公ノ著述多ク世ニ行ハル。而シテ其書佛法ヲ外ニモズ豈啻外ニセザルノミナランヤ。マタフカク尊信シタマフ。近世ノ史略ニイタリテハ。佛法ヲ誣ルヲ以テ先務トセリ。コレフノ本書ニタガヘリ。史略ノ名何ノ謂ゾヤ。史類ヲ閲ント欲スル人ハ。必マヅ中古以前ノ書ニ由ベシ。シカラズンバ恐ラクハ謀ルトコロアラン。止ゴトナキ。諸侯ノ撰タマヘル。書ニサヘモ。日本紀ノ文ヲ寫誤タル所モアリテ。所謂 欽明ノ御紀ニ。以佛像流弃難波堀江。ニタル 復縱火於伽藍燒燼更無餘於是天無風雲。忽災大殿トアル文モ。彼書ニハ投佛像ヲ於難波堀江。終火燒伽藍。是歲大殿災トイヘリ。マタ 敏達ノ御紀ニ。汝可獨行佛法。宜斷餘人トアル コレハ筆授ノ儒者。元來佛法ハ好カラヌ教ナリト思ヒ詰タル心ヨリ。詔ヲモ。汝獨爲之勿惑他人ト轉換タリ。筆ヲ執ユヱ。自本書ノ文義ニ戻ナリ。マタ近年アル僧ガ。國史ノ中ヨリ抄出セシ。國史佛法章ト題スル書ノ序ヲ。アル大儒カキテ。營伽藍靡國用。甚則至於欲讓重器ヲ於苾芻。或遜萬乘而歸桑門ニ。凡國史所載戾聖治之尤者トイヘリ。サレドモ是ハ一隅ノ論ナリ。所以如何トナラバ。大佛建立ヲ咎テ。吾朝ニ始テ黃金ノ出タルヲイハズ。讓位ヲ八幡宮ニ勅問アリシヲ擧テ。ソノ初神主ノ

ニゴトナキハ タフトミタル詞 三テ源語類字 ナドニ無止ノ字也

サスガノ字ヲ流石トカクハ晉孫楚ノ故事常ノゴトシ

寛平法皇ノ御出家ハ御譲位以後ノコトナリ日本紀略ニ前年ノ譲位ヲ讓位ト書キ出家ヲ為菩提也ト記セリシヲ載ス

妄言ヨリ起ルヲ匡スコレウハ國史ノ見ヤウノ麤漏ガユヱカ抑又罪ヲ佛法ニ推シトスルモノ欤史傳ニ載ス孝謙天皇僧道鏡ヲ寵幸レタマフコト特ニ渥シ故ニ大宰ノ神主阿曽麿トイフモノ道鏡ニ媚諛テ宇佐八幡ノ神教ナリト矯テ道鏡ヲ皇位ニ即タマハバ天下太平ナラント奏シケル女帝モ流石ニコノ事ハ如何アラント思召ユヱ重テ和氣清麿ヲ勅使トシテソノ實否ヲ糺サシメタマフナリ具ニハ續日本紀巻ノ三十及三十二ノ巻ニモ見ユコヽヲ以テ叡慮ニ出ザルコトヲ知ベシ又花山法皇ノ御出家ハ最愛ノ女御ニ別タマフ御愁傷ヨリ起リタル俄ニ御道心ナレバソノ得失ハ佛法ニ拘リタルコトニアラズ古事記傳ニ代代の天皇ハ日の御神の御子ゐて實ニ神ふ〳〵まもゐ善惡御うへの論をなてひさぶるふ畏き故ひつろへなてまつるぞ真のこゝろとハありけるトイヘリ請思之

厭離穢土トアルベキヲ娑婆ニ作リタマフハ所以アルコトナリ軍學ノ人ニ就テ問ベシ

勅シテ還俗サセタマフニハソノ代度トシテ各一人ヅヽ出家セシメタマフコト續日本紀ニミユ

就中歷史略ニ佛法ヲ指テ妖術トイヘルコト往〻ナリ子シラズヤ厭離娑婆欣求淨土ノ御旨ヲ以テ徳化ヲ四海ニ布タマフ御代ナレバソノ佛法ヲ妖術ト名ヅクルトキハソレ誰ヲカ誣トセン身首異ニセザルハ幸ナリ

上古ハ釋氏ヨリ儒ヲ兼タルモノ多シ皇極天皇ノ紀ニ出タル南淵先生ハ推古天皇ノ十六年ニ見エタル學問ノ僧請安ナリマタ孝徳天皇ノ御代ニ僧旻法師ヲ國ノ博士トシタマヘリ加之持統天皇ノ七年ニハ高麗ノ沙門福嘉文武天皇ノ四年ニハ通徳恵俊ノ二僧大寶元年ノ春ハ弁紀同秋ハ恵耀信成東樓ノ三人同ク三年ニハ隆觀元明天皇ノ和銅七年ニハ義法コレラノ法師オノ〳〵其才ヲヨミシテ朝廷ノ文官ニ用ヒラルヽコト日本紀續日本紀及ビ元亨釋書等ニ見エタリ今ナホ異國書牒ノ往來

神儒佛ノ次第スルハ其道ノ勝劣ヲ云フニアラス。コノ邦ニワタリシ前後ニ随フノミ。

銘贊等ノ類。禪僧ノ手ニワタルモノ。ソノ遺風ト見エタリ。按ズルニ。上代ノ人ハ強テ他教ヲ憎マザリシニ。近世ノ儒者。コゾッテ佛法ニ衝ヲ諍フヤフニナリタリ。故ニ儒者ノ太子ヲ誇リ奉ルモ。昔ハ曽テ見ズ。羅山ノ馬子辨ソノ始トミエタリ。荻生ノ擬家大連擬井澤ノ俗説辨等。コレニ亞リ。ソノ餘歴史略等ノ諸抄ハ。ダゞ先儒ノ妄説ヲ傳フルノミ。誇ニ云。一犬虚ヲ吠レバ。萬犬實ヲツタフノ類ナリ。凡神儒佛ノ三道ハ。鼎ノ三足ノゴトク。一トシテ缺ベキモノナシ。素ヨリソノ道源ハ一ツナルユヱ。竝ビ行レテ妨ナシ。然ニ近頃ノ儒者神道者ハ。共ニ佛家ニ怨センコトヲ謀ル。コレ末世ノ弊風ニテ。所謂職敵ノ類ナルベシ。古往今来佛氏ヨリハ嘗テ餘道ヲ謗ラズトイヘドモ。彼輩ヨリ誣罔ヲ蒙リ来トキハ。人法ノ為ニ默止スルコトヲ得ズ。故ニ古昔ノ神典ヲ擧テ。神佛ノ一致ヲ表シ。列朝ノ史傳ヲ引テ。局儒ノ妄説ヲ破ス。冀ハ予ガ叢護法城ノ寸志ヘニ梵釋四王ノ照覽ヲ仰ク云

嘉永庚戌の春予南紀ヲ掛錫シ一日玉津島明神の社ニまうでゝ如来傳の弘通と祈るに神官高松河内守橘朝臣一書を神前ヨリ携来て予ニ授く予受讀するに天王寺の僧放光徂徠の守屋を毀を彈セー書かて既ニ實暦九年上木のものなれども世人曽て是をきゝそ依て讃州安範の解と共ニこゝに附刻し原本ハ天王寺の文庫ニ納畢

讀物茂卿擬守屋撥
余觀物茂卿擬守屋撥文其責罪於皇子豊聰者以不討大臣馬子也按蘇我氏世世有勲王室是以家漸強盛至馬子海内權勢歸馬以至軽天皇天皇之間於馬子職此之由直駒臨殺有言曰駒ヤ也知大臣之威不知天皇之尊

馬子之威彊可知矣當此之時皇子若有崔義之舉則漢祚移於莽之禍豈可測哉皇子知其勢不可而計大寶不動安元元已矣夫管仲晏子非彼所謂賢者耶崔杼弑莊公晏嬰不討是知時不可而重社稷也管仲不死於公子糾而事其讎仲尼不責其罪曰桓公九合諸侯不以兵車管仲之力也如其仁如其仁民到于今受其賜微管仲吾其被髮左衽矣此功掩過也皇子立於女主之朝鎮國家正法度施仁政布教化協和百官愛育黎庶以使下臣民無有生攜貳之心而彊臣不敢逞驕逆國祚以長久縱令其有失賊之愆其功亦足以掩過也夫宄穢部之亡也先于守屋三十日天皇之殂落也後于守屋六年茂卿叙事前後遷就說誦無實其執之歟其曰覬覦天位是何言哉是何言哉皇子若宿此心則用明崩時早為之所安期於推古之後乎皇子當自造壽藏曰斬此斷彼我欲無後以此推之豈可謂有覬覦之心耶又曰婦人不得踐天位考諸國史欽明天皇初讓位於安閑太后太后固辭故遂踐祚若寶訓之言藏在玉府則天皇何讓之有玉府茂卿之蜃樓而寶訓張覇之舜典矣彼以皇子為非聖亦西家之愚夫耳夫皇子仁恭清和聰明睿知聞一知十知則明明則通通則善變一經權討與不討知時而動要在安社稷保元元爾仲尼四絶可準知矣其輔政撫民制禮興樂制作憲法紀述國史敬崇神儒弘通佛教鴻業成而薨朝野若喪考妣白日如閒夜載于方策章章乎著矣而德澤至今千餘歲貴賤智愚無不尊信焉茂卿固必之滕

著。責以不討馬子。馬知權哉。晉靈公與趙盾有間。盾奔亡。趙穿弑靈公。盾未出境。聞之還。使穿迎黒臀而立之。終不討穿。晉史書趙盾弑君。左史載孔子曰。趙盾古之良大夫也。為法受惡。惜也越竟乃免。此必非聖言也。左史間有若斯者。金履祥曰。穿何怨于公。為此是必有所受命矣。盾非果奔也。故不出境。實使穿也。故不討賊。王世貞所言亦同矣。馬子趙盾直駒趙穿。其事相似而馬子戮賊。皇子猶不赦。作史歸罪於馬子。有以哉。吾邦儒家者流。多逮罪于皇子。不思之甚。意者疾皇子弘通佛法而然。而茂卿誣罔。豊聰為姦。宂穂為賢。以姑為母。推古豊聰之姑其母用明后間人。噫嘻守屋姦詐狼戾。今擬其撥。可謂善擬人者也。時寶暦九己卯年二月廿二日

撰州荒陵山外釋放光謹書于幽篁院

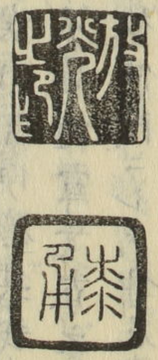

大祓ノ解ニ曰 讃州源安範先生 享保三年之著述 近世有人ガ。八耳弑天皇ト記スルヲ見テ。其コヽロ咸ヽトシテ自堪コト能ハズ。磐根マタ語スルカ。樹立マタ語スルカ。垣葉マタ繁クシ生テ。道ヲ塞グカ。天壌之間萬國マチ〳〵ナレドモ。唯 本朝ノミハ神徳クラカラズ。君威渝ラズ佛ノ家ニ言トコロノ。天魔外道ト云モノ。コノ時ヲ得テ。人ヲ惱亂スルカ。何ゾ陪臣ニシテ。君上ヲ議スルノ甚シキ。微身ニシテ國政ヲ議スルノ容易ナル。嘆息シテ自熄コト能ハズ。坐客アリ

面ノ色變ジテ云ク。子ガ所言ノ有人トハ。某甲先生ナラズヤ。答テ云然リ。客云ク先生ハ名儒ナリ。仲尼春秋ノ意ヲ承テ。名分ヲ正シクセント欲スル也。宣公二年秋九月乙丑趙盾弑其君夷皐ト。予云シカリ。先生ハ名儒ナリ。亦コレ溫良ノ君子ナリ。過ヲ文リ非ヲ遂ルノ類ニ非ズ。予彼ノ溫良ノ君子ニシテ。彼磐根樹立艸ノ垣葉タルヲ惜ム。故ニ赤心不レ得已ナリ。客云左傳ニ晉靈公不君云々。乙丑趙穿攻靈公於桃園一杜注云窮趙盾之一従父昆弟之子宣子。未ク出境而復ル。大史書曰。趙盾弑其君。以テ示ニ於朝ニ。宣子曰不然。對テ曰子為ニ正卿ニ。亡テ不越ニ境反テ不討セ。賊非ル子ニ而誰。宣子曰烏呼我之懷矣。自ノ詒伊慼其我ガ之謂ヘ矣。孔子ノ曰。董狐古ノ之良史也。書レ法不隱。趙宣子古ノ之良大夫也。為レ法受レ惡。惜也越ハ竟ヲ乃免ト。彼儒門ニシテ。仲尼ノ春秋ノ書法ニ則ル。何ノ過グヤ。予問テ云。仲尼春秋ヲ作ル。元意イヅクンカ在ル。客答テ云孟子ニ曰。王者之迹熄而詩亡。詩亡テ然シテ春秋作ル。予云。本朝神武天皇已来。王者之迹熄コト有リ。詩亡ル。客云萬葉古今已来風調時ニ隨テ變ズレドモ。和歌亡ブトハ云ベカラズ。予云王者ノ跡熄マズ詩亡ビズバ。仲尼春秋ヲ作ンカ。客沈思シテ云。春秋作ラズシテ可ナリ。爰ニ於テ客面色変ル。予カ云。春秋スラ無用ノ本朝。現今至治ノ世ニ在テ。春秋ニ擬スル。何ノ為ゾ。仲尼ノ時ニ在テ。周室微弱ニシテ。明王不レ起。東周セント欲スル志アリテ。七十餘君ニ見ユレドモ。ソノ志ヲ得ズ。列國ノ中子惑ハソノ父ヲ弑シ。臣或ハ其君ヲ弑ス。時其罪ヲ問フ人ナシ。仲尼不レ得已而ニレヲ春秋ニ寓ス。春秋ハ王者ノ事ナリ。我日本ハ不然。天子歴世不レ絶。執政君長明政タガハズ。歴代ノ叛臣。ソノ志ヲ得タル者ナシ。歴代ノ賊子。一ットシテ首領全キ者ナシ。此神國

ニ在リ・コノ明時ニ在テハ・仲尼トイヘドモ・ソノ位ニアラサレバ・其政ヲハカラズト云ベシ・イカン・客云誠ニ先生ノ過ナリ・此ハ國ノ大事ナリ・仁ニ當テ師ニ不讓トイヘリ・更ニ餘言ヲ聞ン・予カ云・君子ノ黨セザルニ過テ・其言ヲ齟サゾルコトヲ得ズ・ソノカミ仲尼魯ニ在テ・晉國ノ事ヲ記スル・誠ニ晉ノ史ニ依ル・理ノ當然ナリ・先生ハ何レノ史ニ依ルヤ・客云コノ過我先生ニ代テ謝セン・春秋ハ王者ノ事ヲ行ハントス・コレ不得已ナリ・今先生明時ニ遇フ・時スデニ異ナレバ・道スデニ不同・董狐彼國ノ史官ニシテ・彼國ノ書法ニ依テ記ス・先生當時ノ内記外記ナラズ・語ニ庖人ソノ事ヲヲサメザレドモ・司祝樽俎ヲ越ズト云ヘリ・誠ニ先生ノ過ナリ・仲尼既ニ書法不隱ト云・董狐カ時ノ權勢ニ諂ハズシテ・國ノ書法ヲ差ヘザルヲ褒リ・為ニ法ノ受ク惡ト云・趙盾カ自ラ時ノ勢ヲ屈シテ・ソノ法ニ依順シテ惡名ヲ受ルヲ褒リ・國法正卿ノ職ヲ重ンズ・職重ケレバ・其責モ亦大ナリ・我國法ヨリ見レバ・此等ハ晉國虛飾ノ風俗ナリ・仲尼曰・晉文公譎而不正ト云是ナリ・彼ノ昔ノ史官タル者・ソノ國ニ在テ國法ヲ不枉・首惡ヲ隱シテ傷人ヲ罪ス・仲尼ノ取トコロナリ・若董狐ヲシテ・本朝ノ史官タラシメバ・趙穿弑其君・趙盾不出境而還ト書スベシ・又仲尼ノ春秋ヲ作ル元意・上天子ヲ尊ム二弱晉國ノ召ニ應ビルスラ・天王狩于河陽ト記ス・其過アルモ・甲護シテ記スルコト如是・上官太子・親ク天皇ノ親子ナリ・ソノ後推古ノ朝東宮タリ・時ノ攝政タリ・彼陪臣タル者・何ゾ上ヲ慢スルノ甚シキ・マタ春秋ノ製・七十子モ一字ヲ贊スルコト不能後學何ゾ自ラ不知之ノ甚シキ・ソノ十七憲法ヲ制シテ・本朝

萬世ノ明攻ヲ垂ル。儒典ノ吾國ニ用ヒラル、亦太子ノ力ナリ。磐根
垣葉モトヨリ風ニ偃スベシ。ソノ時馬子推古帝ヲ奉ジテ。寶祚ヲ
正クス。太子ノ誅セザルハ。其過ニ似タレドモ。時勢不可知。明君モト
ヨリ。高貴卿公ガ俳憤ニ倣ハズ。今子ガ明敎ヲ聞ク。我速ニ筑紫
ニクダリ。先生ニ告ベシ。先生固ヨリ温良ナリ。必荊ヲ負テ来リ
謝スベシ。

放一安見一解兩研一精博一涉二文園一爰杵成
捆二裂先一儒邪一網ヲ去テ奉揚ス　聖徳徳輝ノ
明ナルヲ

釋卍空

追加

或人ノ云ク師ガ撰述往々ニ神佛ノ一致ヲ說キタレドモ倭姫世記
ノ中ニ　垂仁天皇ノ二十六年ヨリ
太神宮託宣ヲクダシテ佛法ヲ忌ベキノ御告アリマス
二十三年ニモ佛法ノ息ヲ屏ベキノ神勅アリシヲ以テ今　宮中ニ
僧尼法躰ノ人ヲ屏ルコト諸人ノ知ル處ナリ何ゾ神佛一致ト云ベキヤ
予答ルニ此ノ御告ハ　垂仁天皇ノ二十六年ノ事ナリ　日本ヘ
佛法ノ渡リシハ五百五十六年ノムカシナリ　雄略天皇ノ廿三年モ
佛法ノ渡リシ七十四年マヘノコトナレバ兩度トモニ此ノ御告ノ時
ヨリハ忌ベキ佛法モナク屏ベキ佛法モナシ　斯ノゴトクアリモセヌ
ものヲ忌ヨ屏ヨトノタマヘル理ナシ　二ヨハ太神宮諸雜事記ハ　神宮ノ
史傳ナレドモソノ書ノ　垂仁　雄略ノ御巻ヨリ忌屏ヨノ御告ハ曽テ

こゝろざし三寶ハ　聖武天皇大佛御建立のとき　太神宮の告させ給ふ御言ゟ日輪ハ毘盧舍那なり衆生これを悟て佛法ゟ歸依もべし〳〵その　神勅あり〳〵こと他書ゟ出るゟハおゝぞこれ卽太神宮諸雜事記ゟ載らる四ゟハ佛法の息を屏よとゝく倭姫世記の中ゟ諸法如影像の經文金剛界礼懺のまゝを出されたるハ何也五ゟハ神藏十二卷の中古老口實傳ハ　神宮の口實を擧られたるものゝて今なり　宮中の故實ハこの書ゟ依るといふまでもなしその書の神事部ゟ正月八日の仁王經會をもとゞめ安居盆供佛名一切經虫拂等の御佛事を載られ加旃正殿の材木ハ氏寺ゟ寄附し錦の御衣ハ古人常明寺の幡ゟ用ひ〳〵ことなども見ゆるをもて考れバ中古一般の祢宜神主ゟ唯一の神道を立られ〳〵頃ゟ倭姫世記の中へ佛法を忌屏よとの事を攙入たるとゝろいづれゟも

垂仁天皇の廿六年ゟり七十八年の後よりつゝて後漢明帝永平八年ゟ佛法始て中華へ傳ゟ

年代事實の齟齬を以て後人の僞作たること知べし〳〵

度會延佳の陽復記ゟ　欽明帝の御宇ゟりし〳〵佛法を數十年の以前ゟ忌よとの禁令信じがたきことなり後人の筆跡なるべしといふ問を擧てその答ゟ日本紀ゟハ神功皇后應神天皇の御宇ゟ三韓と始て通じたるとゝろに神宮の古記ゟハ開化天皇の御宇ゟ異國と通じたるとゝろなれバ日本へ佛法こそゟらぬど其名ハきこえなくとゝく

卍空按ずるゟ日本紀　推古帝の三十二年ゟ百濟の僧觀勒上表の言ゟ佛法漢土ゟりゟり三百年を經て百濟ゟつたへたり〳〵ゟ百年を過て佛像經卷を　日本ゟたてまつり〳〵奉るといふり爰を以て稽れバ　開化天皇の聖代ハ論ゟもちろんぐべし　垂仁天皇の廿六年ゟてもまだ中華ゟり佛法のなきき時ゟり何ぞ其名ハきこえたるとゝろべきや況三韓の百濟ゟハ

神功皇后　應神天皇の御宇より佛法といふ名だにもきこざるなり
その後凡二百五六十年も過て大抵　雄畧天皇の御代のそのころ
より百濟より佛法のひろまりしことゝ、えいたれバ此　帝の廿三年あたり
よハ　日本まで其名の聞ゆるほどの事ハあるまじされども神變不思
議にて遥か後の世を見徹しての　御告なるべバ桂秋齋（多田左衛門乃宮川
日記よりくるるごとく）塩辛もの飲酒とて水の飲置をするふ同けれバ
何の所詮もあるまじきなり一向それよりハ其神變不思議と以て
この　神國へハ佛法のつたらぬやうふ為されたるべバ今よりてハ
延佳の心配もあるまじきふうべくも殘念なるぞや
まゝ同書よ佛法をいむ子細如何とつゝ問よ答てこのこと説く
あまたあれど何を證據ともさゞるべ只倭姫命の禁誡かまりて
忌ことなり若むべ

なべ宗廟の古法ハかゝるべバ今よのごとくなりても
まるべし祠官ハ社僧の奴のごとくなりて神殿ハ變じて佛殿と
なりぬ中畧これ我國の古法なるんや未來をかゞみたまひて
佛法の息を屏よとの禁令ありがたきことなりといくり
予竊よこれをおもひつゝ吾　邦のなりひとして忝くも　皇子　神孫を
そゞめ攝家清華の公達も佛法門中よ入らせたまよをあさけり
佛法の息をまもりぞけ置ぜバ遂よハ祢宜神主の歷々も佛法の支
派よ附られんも忖がたくべしといくるふそてをきれり
見てまるべしといくるふそてをきれり

延佳まるいそく
むべ聖武天皇東大寺の大佛御建立のとき行基を勅使
ふて伊勢太神宮よいのりなまひべふ神殿の御戸ひらけて

兩部習合ハ儒佛の兩部ヨ習合セるヲいふ近代ハ神佛兼行ふ轉用ゼり

太神宮神勅あり〜なゞ、歸京まて奏聞せられ〜を聖武いうぐおぼ〜けん天平十四年十一月三日ふ橘諸兄公を勅使ヒまて重て太神宮へつらゝれ〜こふ何の神勅もなりふ同十一日の夜天皇の御夢ヨ太神宮ハ本地大日ヒ御覽あり〜ふりぞ兩部習合ハそ〜まりける聖武天皇の御夢と行基の聞れ〜神勅とのこふて諸兄公ふ何の神勅も夢もなし〜いとあやし思慮をべき事なり聖武ハ佛法歸依の天皇ヨてまし〜ませバもひぬの御夢ハあるべし〜行基の聞れ〜神勅ハ訝し〜、かやうの事の世ヨ用ひらるゝ少て是ハ非となり非ハ是となり神道もおとろふることなりまぎいさるゝことなりれ云云以上陽復記

卍空按ずるふ諸兄公ヨ何の神敕もなきハ行基菩薩の奏聞ふ偽なきゆをなり行基も〜神を謨て偽を奏聞〜たまひ諸兄公ヨ託宣まて神慮の趣を告させたまふべきこと勿論なり例せバ孝謙天皇の御宇ふ大宰の神主が矯を奏上〜とき八幡宮清麿ふ託宣〜て神慮を示したまふて知べ〜まろるふ延佳がいふるごとく行基の奏問ふいろりあ〜ば諸兄公ヨ御告のなきハ皇太神宮の靈驗八幡宮ヨ劣りたまふやせん延佳唯一を主張んとして却て神を褊そることしかのごとし〜

まろもひ寢の夢とハ平生見聞たることの夢中ふあらはるゝをいふ聖武天皇もっとも佛法ヨ歸依またまふといへども此ときいまだ密教日本ヨまらざれば毘盧舍那法身の深き旨ふいたりて八見聞ヨだも觸たまはざ所謂南人ハ駝を夢そ北人ハ船を夢そぞ何のかもひ寢の御夢うこれあ〜んト部兼延の名法要集ヨこの御ゆめのことを擧て此のち七十年を經て眞言密教そゞめて本朝ヨ流ふ應ふまろる

べ〳〵天平ニ示現もてまし〳〵金胎両部の大日毘盧舎那佛ハ吾邦の本主日月両神の尊形なるもの乎とぞ
いへり
今いふ本朝ニ密教のつたはりぬるハ大安寺の道慈入唐して求聞持の密呪感得の人なり其餘よハ
法を授りて歸朝の後善議ニつゞく勤操ニつゞく堪操まゝ空海ニつたへつたへり釋書世ふ石淵の勤操僧都も弘法大師
より以前のことなるゆゑ感得の部ニ入れていふ人あれどもこれハ師傳なるゆゑ感得といひがたし〳〵今 聖武天皇のごときハ正〳〵
天照太神より毘盧舎那法身の深秘を感見もてまし〳〵こと役の行者越知の泰澄法師などハ
知の泰澄の列ニ入ることも妨なし〳〵元亨釋書ニ學たるゆゑ學ざるゆゑ
皇太神宮いでんとしてこの法を得て 聖武帝ニ聞して微旨と啓もてまるやうなり
烏乎不測の不測なるもの歟といへり○因ニいふ日本傳来の密教ハ

凡八家あり傳教 叡山 弘法 高野 常曉 法琳寺 圓行 靈岩寺 慈覺 叡山
慧運 安祥寺 智證 三井 宗叡 圓覺寺 なり〔八家秘錄三國佛法傳通記等ニ此うち傳教大師 慈覺
大師 智證大師の御傳来を天台の眞言といふ其餘の五家を東寺流とい
中院ハ弘法大師の御住居ゆゑ高野ニつゞく
師高野を御弟子の眞然ニ付属もてまし〳〵ゆゑ眞然ここニ住〳〵て高野の
官領東寺の長者なり延久のころ明算撿校小野の成尊ニ兩部の大法を
受て中院ニ住せ〳〵れ〳〵より此師の法流を中院流とて他山他寺ふも
傳授せりことを以て密教の弘通いそるふ後の事なるをまるべ〳〵
加茂長明のいへく末の世のそれら後世をおもひんようつけても神にいのり
まうしそべきこと覺へ侍る云〻諸佛菩薩の大悲惡世の衆生うかぶ方
なろ〳〵事をかぶそてゐ機よかなろん為よいやしき鬼神のつゝと
成たまひ且ハ惡魔をまもりて佛法をまもり賞罰をあ〳〵ハして

信心を發さしめたまふ是をもふかく利生方便のぬもころなるより起れる
中よも我國のありさま神明のたすけなくばいふふ人民もやすく
國土も穩なるんたとひ佛法ありたまへりとも惡魔の妨つよくして
濁世の今よひろまりたまりんこと究てうたがふ吾國ハ伊弉諾
伊弉冊尊より百王の今ようるまで久く神の御國とそその
加護なりあったなるゆゑ五濁亂慢のいやしきよも佛法さかりふ
弘りたまへりもし國よ逆臣あれバ月日をめぐりさそごして是をほろ
ぼし天魔佛法を傾んとすれバ鬼王と現じて對治ましまし是より
王法佛法衰ふることなく民安く國穩なり云こ水の器物よ隨よがごと
く君の御爲よいたつきて太神とあらはれ民の爲よいやしき
道祖神となり智慧のまへよい本地をあらはし邪見の家ふい佛法を
忌しめたまふ後世をもぬ輩ハ福を祈らんがためよ歩をさそび因果ふ

くらき入ハ罰をおそれてあふぎ奉るげふ神とねがはれたまふぐら
ましうバ造惡邪見のそものぐら何よようてう露ばりの緣をも
むすびたてまつらまし云々以上長明發心集第八巻
かくまで佛法の繁昌をまへるハ神宮の内助と國王の外護ふる
ところなり中古足利のそろよ或僧のよそたる歌
をそうもれとおりふうな靜もぬハ隱所もなしといへり今もれら
かろる泰平の御代よ生れて心のまふ佛道を修行せんよは
神恩國恩の大庇深重なるこつねよ報償のおりひを存じ
造次顚沛よも豈忽諸をべけんや

五家を鄰とし五鄰を里とそ

日本紀曰夏四月丙寅朔戊辰皇太子親肇作
憲法十七條
一曰以和爲貴無忤爲宗人皆有黨亦少達者
是以或不順君父乍違于鄰里然上和下睦諧
於論事則事理自通何事不成
○和を以て貴とをとハ心柔和よくて人我のあらそひなく上も下も和ぎて睦じきを天下と治る第一の道とを故にまづ初に和の一字を示したまふなり ○人ごな黨ありとハ黨ハよからぬ事か與をるをいふ譬ハ酒色に耽るもの友とをたるこゝ博奕を好ものハ博奕の伴と寄合その餘何によらず我をきこのむ遊藝よハ黨類をむすびて家業のをとめか怠る人ハ多けれども五倫五常のうちを守るものハ稀なりといふことを達をるもの少しとのたまへり ○鄰里よ違ふとハ君か忠なく親よ孝なき不忠不孝をいふ ○君父よ順ぜざるものハ一村一鄰の交もかなふべく不實なるものなり凡私よ黨類を立ることハをそひ正道なりとも政道の妨となること多しとうや況や邪道よ於をや黨しあるひハ遊藝勝負かこゝろを蕩せハ家を敗るのもとゐをなるべし ○然ども上和ぎ下睦く事を論ずるかなをよきハ事理おのづから通ずといふ上たる人うりて和を行ひて下民よをしへ物もらぬ民もおのづから睦きこゝろを起をなり堯舜天下を帥ゐるにハ仁を以てをれば天下仁よ歸をるがごとし

非貴是法と非の字と不のごとく用ゆるよ書例ハ末段よりつべし

○卍空按ずるよ最初よう心をあらたむることいむつうしいまづ善人の真似を為べし形なしけれバ影正しきがごとく身よ行よ處なくしけれバ意もおのづから正しくなる無好法師も事理もとよりニツなくば外相もしもむぞんや内證かなうぞ熟をとくべし

二曰篤敬三寶三寶者佛法僧也則四生之終歸萬國之極宗何レ世何人非貴是法人鮮尤惡能教従之其不歸三寶何以直枉

四生とハ胎卵濕化をいふ人間牛馬六畜ハ胎生なり鳥ハ卵生なり蟻蚯蚓蚊蛍蜻蜓の類ハ濕生なり天人ハ化生なり化生

とハ父もなく母もなく忽然としてあらハるゝをいふ唐の盤古氏日本の國常立尊も人中の化生なり斯のごとく无量无數の衆生あれども佛法の力よあらざればみ迷を出ざるよことを四生の終歸とのたまへり ○萬國の極宗とハ普天の下いづれの國よても佛法を崇るをいふ極宗とハ最第一といふよ同じそもくこの法を信ぜれバ无量の功徳を得うるためなり蔑よせバ諸天善神その人を罰をもろこしハ魏の太武周の武帝唐の武宗この三帝ハ佛法を破却して踵を旋さず災難ふあひ或ハ家臣のために弑され或ハ頓病をうけて死を日本よハ尾興守屋の身のをはり近くハ如来傳かくのごとし ○人尤惡なるハ鮮しといふ世の人うまれつきの惡人もなけれども多くハ奢よ長じ欲ふひろれて惡をたくみ罪をたくるなり尤惡ハ

至惡の義なりとされども水ハ方圓の器ぶもぐひ人ハ善惡の友よろるかゝる惡人も時ゝ佛法をもッてをしへ諭しなゝバ隨分善心ふも本づくべしとてをしへ教れバ之よ從ふとのたまへり ○三寶よ歸せざんバ何をもて枉るを直んやとハ楊震の四知をおそれ黃洽の五欺を愼むごとく老莊孔孟のをしへも丁寧なれども書をよまぬ人のためよハ佛法をもて善惡の因果を說ときハ一丁字をもろぬ愚夫愚婦も淨頗梨の鏡をおそれ俱生神の冥見を憚りて枉ることハ爲ざるなりこゝを以て 皇太子憲法の第二章ふ佛法を加へたまへなゝん ○或人いふ 聖德太子佛法をもて治國安世の法とさだまへども梁の武帝ハ佛法よ歸依しなゝ齋戒を修しなゝて國亡びたるハ何也予答ふ梁のほろびたるハ佛法の咎よあらずこれハ武帝齊と奪

ひしときく東昏侯の妃よ吳淑媛といふ美人あるを伴ゝりて我妃とし程なく姙娠しなゝて豫章王綜を產むこの人成長ときてつねよその父を疑ひもしむしろ俗說よ枯たる骨ふ血をそゝぐハ他人のほねよハその血にそゞ實の親子なゝバ血もこと著くといふことをきゝて夜ひそふに東昏侯の墓をあばき我指よう血をいだしなゝて試るふその血一滴もおこらず東昏侯の骸骨よもとつく是よおいて今の父武帝ふ野心をのこゝろざしを東昏侯と合戰のとき敵方の魏よ內通しなゝて降參ぜしハ梁の都の滅る階となりたるなり嗚呼武帝ハ名だゝき佛者なれども邪婬戒全ゝぬゆゑ遂よ身の恥國の禍となる昌爲で齋戒修しなゝて國亡びたるなりざるゆゑ國亡びたるなりや齋戒修せ

十王經ハ成都府大聖慈寺の沙門藏川の作なり下學集にいへる十三佛も大旨十王經ようなる者也

日本紀ニ方氣ヲ作ルハ寫誤なり太子傳及宣長の本万氣ニ作ル

○因よつて俱生神のことハ華嚴經舊譯四十五 あるひ藥師本願經等ふもこれたれどものそなり新譯六十ノ十王經ハ偽經なるゆゑ人これを信用せざるべし

俱舍業品の第五ノ業鏡現前をとのたまへるハ其名こそ變りたれども淨頗梨のかゞみなるべし 尉てついで己が胸中のそなへたる第八識の心鏡なり心のうちの善惡ハさらにほどよくもる者ハなし 閻魔王宮ノこの心鏡に現ずるとき臍を嗟て後悔をとも將まゝ何ぞ及ぶべけんや

三曰承詔必謹君則天之臣則地之天覆地載四時順行氣得通地欲覆天則致壞耳是以君言臣承上行下效故承詔必謹不謹自敗

○詔をうけてハ必つゝしめとハ天子ののたまふことハ謹て承れとなり 天子ノ限ることぞなれどもそのことふかゝるべし

○君ハ天ノ則り臣ハ地ノ則るとハ君を天よたとへ臣を地ふたそふるなり

○天覆ひ地載をとハ君ハ上ニ在て恩澤を下ほどこし臣ハこれを承て萬民を載養ふこと地の如くそゝろときハ春夏秋冬の四季も節をたがへず雨風も時よをさゞひ人間畜生草木までも慈悲哀愍の氣通じておのづゝ榮ふなり然るに臣たるもの無道ノ君を蔑かせば地より天を覆んとそゝろごとくなるゆゑ却てその身をやぶるべし 是をもつて君の仰ハそむくことなく謹て承れとなり

○上行ヘバ下效ふとハ上ニたつ家臣君を太切ノ敬ゝ下たるものそれを見

習ふことなりこの上とあるハ君をいふまであるべし上臣を指てのまゝ
こゝ前後の文段ことなりてもるべし
○君ハ則天之臣ハ則地之と之の字を助字ゝ用ひたまふことゝ末段ふ
りべし太子傳ゝハ則君天之則臣地之ゝ作る顛倒なり文を
爲ぞ ○日本紀下靡くか作り太子傳下效ふか作る今ハ
太子傳ゝ據る

四曰群卿百寮以レ礼爲レ本其治レ民之本要在乎
礼上不レ礼而下非レ齊下無レ礼以必有レ罪是以君
臣有レ礼位次不レ亂百姓有レ礼國家自治
○群臣百寮ハ公卿百官なり近くいそぐ國〳〵の政事ゝ關る人

〳〵なれゝ籠るなり ○民を治るの本礼よりとハ禮記か
礼あるゝゞれバ君臣上下長幼の位を辨ふることなり〳〵礼ふあるゞれバ
男女父子兄弟のをの〳〵其婚姻疏數の交を別ことなり〳〵といへり
宜哉君ハ臣をめぐみ臣ハ君ゝ忠し父ハ子を愛し子ハ父ゝ孝し
夫ハ婦ゝむつまじく婦ハ夫ゝ順ひ兄ハ弟をあはれみ弟ハ兄を敬
ひ長ハ幼を扶け幼ハ長をたっとむこれ人間の礼節なり加旃
礼ある人ハ儉約をまもりて奢を誡めなくて叶ハぬ衣食住の三ツ
さへも我分限よりひゝへめて美麗を好まざるなり儉約とい
各當のことふあるゞぞ恒ゝハ無益の費を省き用ふべきときゝ
いゝゞれバ用ふるといふ唐の太宗衣服の袖をいぐらして此ころも
三たび澣へりといへりもろこし大國の王さへも儉をまもり
奢を制せられしことゝ斯のごとし〳〵まろるゝ我儕ちのれ一人

榮耀ヨ耽リ酒宴遊興碁将棊双六茶の湯等のたの〳〵こは
作なき様ヨ作〳〵て老たる父母ヨハ不自由をさせ妻子の愛著
ヨハ溺るれども大恩大義の父母をこゝろこと路人のごとくもてる
人の面をてる獣心なり天罰なんぞ遁べけんや古人の語ふも妻子
をとり〳〵半分なりとも親をもつく世ヨ不孝の人いあ〳〵と
歎うれたり苟も人たるものこの禮をもつるを第一とそ 〇上祇
なきときハ下こゝなごとく、孟子ヨきこ臣を見ること土芥の如く
なれバ臣きこをみること寇讎のごと〳〵といくり

〇私ヨ上不礼ときハと不の字を無の字のごとく用ひたまへ
柳莽随筆ヨ古書を引て無ハなゐ不のごと〳〵と註せり然れ
どもこれハ下無礼ヨ對もてる聯句なれど後人の寫誤なるべし計
ごと〳〵

〇下非齊と非の字ヨ用ひたまへハ第二

日本紀續ヨ作る寫誤なり太子傳のごと〳〵

章の格あり太子傳ヨハ不齊ヨ作れり却て寫誤なるべき歟

〇日本紀上不礼の下ヨ而の字あり下無礼の下ヨも以の字あり究て寫誤なるべし〳〵卍空按ずるヨ二ヶ所ともヨ則の字のありたきところなり

五ニ曰ク絶ニ餐棄ヲ欲ヲ明ニ辨ヲ訴訟ノ其レ百ノ姓ノ之訟一日千ノ事ヲ尚ホ尒況ヤ乎累歲頃治ル訟ヲ者得レ利ヲ為シ常ト見ル賄ヲ聽ク讞便有レ財之訟ハ如ニ石ヲ投ル水ニ石ヲ投ル水ニ乏キ者ノ之訴ハ似ニ水ノ投ル石ニ是ヲ以貧民則不レ知ル所ヲ由ル臣ノ道モ亦於テ焉ニ闕ル

〇餐とハ字書小食をむさぼるを餐とりてとありそれハ訴訟を裁断をる人賄賂をうけて腹心ヨ納ること食と臓腑ニ呑ヨ

似たり故ふ餐しかをさせまつなり人として毒物を食ふそれぞ身ふ病を生じて命をうしなふなり訟訟裁断の人も賄賂の毒を食ふときハ顕員偏頗の病を得て遂ふハ身を亡し家を失ふなり加旃訴訟の願主ハ非ある裁許を恨てその許なもることなし

〇一日千事とハ許の多きをいふ

とハ讞ハ評議のことなりそれハ私欲ある役人ハ賄をうけて其罪をゆるさそをいふ

〇財あるの訟ハ石と水ふ投ぢるがごとしとハ有財と好縁の人なくバ訐訴なれども輒く入服こと石と水ふ投こむがごとくうけぢそといふことなし

〇乏き者の訴ハ水と石ふ投ぢるふ似たりとハ貧乏之人と無縁の人ふハ理訴なることふても取用ひざることと水と石ふ投かくるごとく悉もぬふをいふ

〇臣のうち馬ふおいて闕くとハ斯のごとく賄ふ眼くらこと勝負を顕員次第ふ沙汰をするときハ天職り人うらこて竟ふハ國みだれ家ほろぶるふ至る已一人の欲ふよりをて君を亡そハ國家の怨敵なるゆゑ臣の道闕るとのたまへり

〇日本紀況の字の下ふ乎の字あり恐らくハ衍字なるべし太子傳ふハ諸本ともふなし

〇まこと日本紀太子傳とも須治訟者とあるを日本紀ふハ訟を治むる者と訓を兩ながら迂遠き訓ちり太子傳ふハ訟を治むべき者と訓て本居宣長の本ふハ須を頃ふ作り頃訟を治る者と訓せり理ふちかく聞も先是ふよらひ延佳の本も頃ふ作る乎もまこれふ従ふ

六曰懲惡勸善古之良典是以無匿人之善見惡必匡其譌詐者則爲覆國家之利器爲絶人民

頃文選を閲ふ況乎の二字ふていそんやと訓なる所あり然ふ則ハ日本紀の況乎も誤ふあらで却て聖文のまふなること必せり仍て予が前註の麁漏を愛ふ謝そこ云

之鋒劒亦佞媚者對上則好說下過逢下則誹謗上失其如此人皆無忠於君無仁於民是大亂之本也

〇人の善を匿しことなく惡をそゝてハ必匡とハ己が追從せぬ者ゝても善行あらバ讃あらバそのゝ罪をたゞせとなり

あゝバその罪をたゞせとなり　たとひ賄しく諫ゝ人ゝても非道なることあゝ〳〵たゞ人民を絶の鋒劒なりとハ諂詐ハへつらひあざむく人なりこの人かゝ君の非を諫ぢも臣の忠を擧ぢたゞ己が俸祿を顧て猥ゝ加增褒美をのぞむゆゑ君たる人ゝ惡行ありてもこれを諫ぢ心のうちよハ飽まであゝ〳〵ともへども口よハ詐り諂ひて好といひ翻て惡をそゝむるハ國家をくつがへすの利器なり

とのゝまゝ〳〵利器とハよく〳〵截れる刃物のことゟて佞臣の國家を害もるゟ喩ふるなり

〇佞媚ハおもねりこびるをいゝこの人ハ君ゟ向〳〵てハ下の過をいひ下ゟ逢ていハ上の非を誘るこれ小人の常なるゆゑ君たる人かゝる佞臣をあら〳〵て左右ゟ近づけたまハゞ遂ゟハ國家を動〳〵亂るゝもの〳〵ゟて忠義なる人ハもぢり〳〵諫をいつゝものなり假令ゟゞ氣ゟいらゞるとも側ちゟく置たまハゞ萬事に仕損じ〳〵ハ有まじきなり古語ゟも國ゟ爭ふ臣あれバ君不義ゟ陷らず家ゟ爭ふ子あれバ父不義ゟ陷らずとらく爭ふとハ君父ゟ忤ふことゟハあらずそつねゟ諫をいひて正道ゟるらびくをいゝ

七ニ曰ク人各有ニ任掌一宜ク不ル濫其賢哲任レ官ニ頌音則起ル姦者在レ官ニ禍亂則繁世少ニ生知一克念作レ聖事

大少ニ作ル
太子傳在官ニ
作リ克念ニ作リ
大小ニ作ル延佳
ノ本モ太子傳
ノゴトシ

無ク大小ト得ル人ヲ必治ムルニ時無シ急緩ト遇ヘバ賢ニ自寛因テ此ニ國
家永久ニ社稷勿シ危故ニ古聖王ハ為ニ官ニ以テ求ル人ヲ為ニ人ノ
不ル求メ官ヲ

〇人ものゝ任掌あり濫なるべからざるべしとハ政事を執るべき役人を
定るハその人の賢姦をよくよくこゝろもりつゝなく掩れなまじゐなる賢
以て不相當のものを役づくることなかれとなり 〇頌音ハ日本紀
ニほむることゑと和訓せりこれハよき役人らづれハ國人よろこびて讃る
をいふ 〇姦者官ニあれバ禍乱をげしとハ佞姦のひと君の左右
よあれば明らなる君のこゝろもりつゝなく掩れなまじゐなる賢
人ハ押籠られ佞人ハそこゝ出遂ニハ上ニ禍おこりて下ニ騒動るをも
禍乱をげしとのたまへり 〇世ニ生知少なりとハ世の人生れながら

ふして賢なるハそもゝ學ぶんバ何をうちもくん書経ニ惟聖なるも念ことなけれバ狂となる惟狂なるも克念ヘバ聖と作るといふ智慧ある人
ぶしても吾おもふまゝ小身をもちくづゝ慎む心なきときハ惡人となるまゝ愚癡なる人もその身持を正しくをて恒ニ心をたゝしミ
なゝバ善人となる是を以て克念ヘバ聖と作るとのたまへり
〇事大小となく人を得れバ治るとハ才智なき役人ハ大事をバ疎畧ふゝ小事をバ大事ニするようなをゆる公事裁斷ニ誤おほゝ正
明なる役人ハいさゝも私の心を交へず萬事ニ公な理ニまかせて行ふ
ゆゑニ百行千事も治らぬといふことなり 〇時急緩なゝ賢ニ
あくバ寛なりとハ才智ある役人つねより役儀ニ心をたくそゆゑ
急事火のごとくなるも其ことゝ必成る緩事牛と幸ごとくなるも
舎おくことなゝ是を以て賢者の行ハ處ハ急緩共ニ寛なり

○古の聖王ハ官のためふ人を求むとハ堯王の虞舜をひきあげ劉備の孔明を用ひしごとく假令その身ハ卑くとも政事をそるべき器量ある人をらくびて役人を掌どらしめよとなりされども驟ふ富貴を享け幸ふ官祿を得たる人ハ動ハ自傲り他を侮るもあり賢者ハさらぞ富ても驕ることなく安きも危きを忘れざるなり陶士行といふ人ハむかし貧賤なるとき極寒にも母子ともふ敝れたる葛衣を著る後士行出世をして富貴となるその母むかしの敝葛を袖の間ふ縫つけて汝まさふ心をつくして民を恤むべしと往時この葛衫を著ることをそるることなかれといふくり

○人のためふ官を求ぞとハ依怙贔員をもッて不相當の者を役附ることなかれとなり

○日本紀ふハ為人の二字なし―延佳宣長も脫語といへり太子傳ふは

これあり

八ニ曰ク群ー卿百寮早ク朝晏退ゲヨ公事靡シ盬キー」終ー日難シ」盡キ是以テ遲ク朝ハ不」逮ニ于急ニ早ク退ク必事不」盡キ

○國の政事ふあづかる人朝ハはやく出勤ーて夕ふハおそく退くべし朝おそく出るときハ公儀の急用をとき晩ふはやく引とるときハ公用いまだ盡ざるなり ○公事盬ことなしーとハ國の政事の容易なるをいふざるふハあらず ○諸役の宰たる人ハ怖る、處少きゆゑ朝寢ーて遲く出夕ふハ公用をいとはざるふハあらざるふ人よりもはやく引取などをると誡めたまふ 聖慮なるべし―

○日本紀ふ無盬の字をいとまなしーと傍訓せしハ一應の義譯

とこゝろえたり

九曰信是義本毎事有信其善惡成敗要在于信群臣共信何事不成群臣無信萬事悉敗

○信はこれ義の本とは信は五常の根本ゆゑて仁も義も禮も智もをさなれては道ゑ協はぞ信あるときは五常おのづから具足ゑ故ふこの五常を五行ゑ配をるふ仁は春ゑて木なり義は夏ふて火なり禮は秋ふて金なり智は冬ふて水なり信は土ふて土用ゑあをる春夏秋冬の四季運行も土用なきときは行はれぞ仁義禮智の四も信なきは用ゑたゝぞ故ゑ孔子も人として信なきときは車ゑ輗なきがごとしと宣へり卍空按ぞるふ仁義禮智の四ッは同等ふて軽重なしといへども君は仁を躰とし臣は義を躰とて凡十七ケ條は群臣ゑ對をるとぞ〳〵へなれども

就中この一章は全く群臣ゑ示をれ聖慮なるゆゑ信より義を出〳〵義より忠をいだせとて殊さらふ義の一字を置たまへるなるべん

○善惡の成敗うなづく事の成就をるは信あるゆゑ信よりとは善惡ともふ是をいて群臣信あれば何事ゑ成ぜざらん群臣信なくば萬事ことごとく敗るとのたまへり

○今ふ〳〵太子傳ゑは群臣ゑ作り日本紀ゑは君臣ゑ作るされどもこれは群臣ゑ對をる章なるゆゑ群臣を正とをべし日本紀の君臣は恐らくは群の字の缺たるなるべん

十曰絶忿棄瞋不怒人違人皆有心心各有執彼是則我非我是則彼非我必非聖彼必非愚

共ニ是レ凡一夫耳是非之理詎ゾ可キ定ム相共ニ賢愚如シ二環無ガ端ヲ是以テ彼ノ人雖ト瞋還恐レ我ガ失レ我レ獨リ雖ト得ト從テ衆ニ同ク擧ヲ

日本紀鐶ニ作ル寫誤なり大子傳おゝび延佳の本環ニ作ル

環ハ玉の輪なり始もなく終りもなく一圓ニして端なし

○忽ちも瞋をゝて人の違ふと怒ざれとハ人の爲ことゞ我心ニ叶ハぞとも怒り腹立ことなかれとなり忽の字ハ内心ニふくゝて怒をいひ瞋の字ハ外相にあらハして怒るをいふ　○人ゝな心ありて執ところあり人ゝの心ゝゆゑ料簡あるゆゑ我心ニハ是とおもふことも他の心ニハ非とおもふまゝ他の尤ともおもふことも我心ニハ無理とおもふまゝ我も人も同じ凡夫なれバ賢なるも愚なるも環の端なきごとくゝて理非の見さだめがたきニ喩ふるなり　○彼人ハ瞋といゝども還て我失ヲ

十一曰明察功過賞罰必當日者賞不在功罰不在罪執事群卿宜明賞罰

おそれよとハ假令向ふの人の相手ハ瞋り罵り来るとも我ハこゝろを鎮て个程ニ人の瞋るハ我ニ不調法のあるちゝんといゝつゝしみ身を省ておそれ愼むべし事も衆人の評議にまゝ我ニ十分の理ありとおもふまゝ我ニ是非を定よとにハあらず衆に從ゝて同ゝ擧ニよと宣へり

日本紀不在罰ニ作ル寫誤也太子傳おゝび宣長の本不在罪ニ作れり

それ賞罰ハ善をすゝめ惡をこゝその基なるゆゑ功ありて賞せざれバ善行をすゝまず罰せざれバ惡行おそれず故ふに貞觀政要ニ功もゝその勞よりあるゝもの自退く罰もゝその罪ニよりあるゝ惡を作もの誡めおそる云ゝ　○日者ハ

日本紀非二君小作ら寫誤なり太子傳及宣長の本も靡ら作ら

賞も功よあ〳〵ぐとハ賞罰のあ〳〵らざるをいふこれハ上たる人暗君暗主なれバ我氣よ入たるものハ賞をべき功もなきに知行褒美をあ〳〵へ我氣よ合ぬものハ罰をべき程の罪もなきふ聊のことを咎て重く罰をるをいふ ○執事の群卿とハ朝廷の群臣と指を言なれども近くいそぐ國こゝろ政事ふ關る人ゝなれよ籠るなり ○賞罰を明かもべーとハ顯員と嫉妬と偏執の三ツをそて、正直よ取あつゝひせよとなり

十一二曰國司國造勿レ斂二百姓一國靡二君民一無レ二兩主一率土兆民以レ王爲レ主所レ任官司皆是王臣何敢與レ公賦レ斂百姓一

○むら〳〵ハ諸國の年貢を悉く天子へ擧たるゆゑ國司國造の私をるをかく誡めたまへるなり中古のうつこのうちハ國〳〵ふ領主地頭を置て今ハ封縣の如くなりたるゆゑこの一章も一國一郡よ限りてこるべーの義よてこれハ年貢課役よ關る人その國主その領主の公用にようせて私よ百姓の物を聚斂ることとなりたるなり ○斂ハ聚斂

十一三曰諸任レ官者同知二職掌一或病或使有レ闕於事一然得レ知之日ハ和如レ曾識其以非二與聞一勿レ妨二公務一

○諸の官位よ任ぜらるゝ者ハ都て役儀をよく心得ちくべー

太子傳ふ勝智於己ニ優寺於己ニ作る顚倒なるべし

職掌とハおの〳〵職分の掌る役前をいふされども爰ニ同知れとあれバ諸役人たがひよ相扶けても一本役の人病氣まさハ君の使よゆきて跡よ入なきさきハ外の役人より代りて務べし然とゝぶ本職よあらざれバ其役を疎略ニして或ハ不詳ニくく乃勤をとることなれ本役の人もまた病平愈して或ハ使して歸りたる日これハ吾留守の間よて聞もせず知もせずなどくいひて公務の急用を妨ることなりとなり

十四ニ曰群臣百寮無有嫉妒我ヲ嫉妒之患不知其極所以智勝於己ニ則嫉妒是以五百歲之後母乃令遇賢千歲以難得一聖其不得賢聖何以治國

嫉妒ハそねみねたむと訓何よまれぬ事ふハ必嫉妒あるものなり負しきハ富るをねたみ賤しきハ貴きをそねみ愚者ハ智者をねたみ醜女ハ美女をそねむこれ凡夫の常なれども國の政事ふあづかる人胸中に嫉妒あるときハ相互よ他の非を求め擧んとするゆゑ治ねよ内亂たえざるなり故よ群臣百寮嫉妒あることなかれとのまふよ

○我ふり人をねたみ人まさ我を妬むことを以て嫉妒のあるハ絶ざるなり

○五百歲のうち賢ふ遇ふことも千歲もッて一聖を得ざるとハ聖人と賢人よハ遇ふことの難きをいふよ必ずしも五百年千年よ限るふいまふそ

されども大抵その時代を稽るに異國は堯舜より湯王まで五百有餘年湯王より文王まで五百有餘年文王より孔子まで五百有餘年なり本朝は神武天皇より垂仁天皇まで六百有餘年垂仁帝より應神仁徳の兩皇まで三百有餘年 聖徳太子まで三百有餘年 太子より延喜の帝まで二百有餘年なり臣下は昭宣公菅相丞貞信公なども大汎そ帝王と同じくみその後一條院の御代は諸家ともに賢人ならびいで中古よは 後醍醐天皇の御ときも藤房 親房嗚呼忠臣楠子まり梁の沈約が辨聖論に或は三聖ならびに出或は千歳寂莫たりといへり斯のごとく聖賢の世に出たまふは稀なるゆゑにさかも才智もぐるる人あらば取あげて國の寶と爲べきを却てその人を

日本紀凡夫人を作る寫誤なり太子傳は夫の字なし

あしくいひ成て追退るときは何をもちて國を治んやと 皇太子なげうせたまふなり

○今いふ日本紀は乃令遇賢を作り太子傳は乃令遇賢を作る宣長の本も太子傳と同じく卍空按ずるに日本紀の乃令遇賢は毋乃令遇賢の脫語なるべし〳〵も〳〵爾らざらんには乃令は假令の寫誤り後賢考ふべし〳〵ふ作る宣長の本ひとり得ざる〳〵ふ作る前後の語勢よろしく契へり

十五曰背私向公是臣之道矣凡夫人有私必有恨有恨必非固非固則以私妨公恨起則違制害法故初章云上下和睦其亦是情歟

私ヨ背テ公カ向フハ臣の道なりとい私欲等のごとくシて離れて公ヨはたらくよとなり ○私あれハ恨あり恨あれハ固ハざるとハ何事ふも私せんとおもひゆゑ入こたぐひふ相ろ〳〵みその甚しきハ我望の叶ハざるを以て君をも恨なりこの恨むところあれバ物事固ハざれば公道を妨げ動バ禁制を破り國法を害をそれなど固ハざれば公道を妨げ動バ禁制を破り國法を害をそれなど君臣の和合せざるより起る所をれバ再初章ふ復シて上下和睦を示し給ふなり

○今ノ本此そこなはぬその字を日本紀ふハ非同ふつくり太子傳ふは非固ふ作るされども同固の字ふそなへの訓なし〳〵宣長の本ふはひ〳〵たく調の字を用ひありせ空按ずるふ日本紀の傍訓ふハ字訓ふかく〳〵ぞその意ともッて訓せ〳〵ること多し〳〵今この固の字も固結の義より人情の一致をることふ用ひてそなへと和訓せ〳〵もの故一致をる義なく〳〵ばかく〳〵とゝてもきこゆる處なり日本紀の非同ハまッたく固と同と似たるゆゑ寫誤をそこなはぬとゝゝたり又おもふらくその固の字も調の字の言偏ふけて旁の周の字も亦固ふ誤たるう字ハ三寫シて烏焉馬とをるの類なるんも計ぐ〳〵

十一六曰使民以時古之良典故冬月有閒以可使民從春至秋農桑之節不可使民其不農何食不桑何服

民を使ふ時を以ともハ耕作の妨ふなるぬ時分と鑒堤を築き道とをなをさせなどシて農業桑麻のいそぐしきそりかふハ百姓を使ふことなれとなり五穀を飽まで食て飢をゝれ

衣服を暖に著てさむさを凌ぐハ耕夫織女の働なるゆゑ
農せざんバ何をもくふ服んとのたまへる
なりむゝ〳〵齊の桓公いでゝ郊野に遊ぶに老人の飢こゞへたる
を見る桓公これがためふ食を賜よ老人いたく願くハ一國乃
飢たるものふことゞ〳〵く賜りれとも復これ衣をたまふよ
老人いたく願くハ一國の寒たる者ふひとし〳〵く賜われとも
こふおらて桓公いたく吾廩府に限あり安て一國の飢を救よ
ふたらんと老人こゝへて君もでふ民の農時を奪ばでハ國民餘んの
食あり君もでふ民の蚕桑を奪ハざでハ國民餘んの衣あり何ぞ
廩倉をひらきて賜ふ及んやといへり故ふ君たる人の下民
を愛養たまふハたゞその征役を省くにある耳

十一七ニ曰大事ハ不可ニ獨斷一必與ニ衆宜一論ス小事ハ是レ輕シ
不可ニ必ス衆唯逮テ論ニ大事ノ若シ疑フ有ニ失故ト與ニ衆相辨ヨ
辭則得ン理ヲ

〇たとひ君たる人よても國家の大事ハ自分一人にて究べからず
かならず〳〵衆人と議論して或ハ賞し或ハ罰をべし衆人と相談を
て爲すべきハ罰をとりどもも私の罰よあらざで天より罰なまへるなり
賞もとりどもも私の賞よあらざで天より賞なまへるなり然よ
暗君暗主ハ小事を人と相談して大事をバ人ハ匿してひとりよて決斷
ひとりよて決斷するゆゑ恒よ仕損じおゝまく瑣細な
事を衆人評議するゆゑ恒よ小事も大事ふなる
ゆゑ小事ハこれ輕し無衆と定めて宣り 〇唯大事を
議論するふハ萬ふ一も不調法のあらんも計るべきゆゑ衆人

の料簡をよくきいてこなた一同と正理といそぐ君たる人こゝを以て決斷そべ〳〵聊も威勢よほろりて我意を募ることなく衆と共に辨ふるときハ辭とてもなくいち理をうんとのたまへるなり

○日本紀よハ大事を夫事よ作り小事を少事ふ作る太子傳ふはじ大事よ作り小事を大事よ作る延佳宣長の本も本朝傳のごとく〳〵今時流布の日本紀よハ寫誤多く〳〵太子傳ハ展轉書寫の手をふることなれども甚き妙ゆゑ寫誤もまゝ尠〳〵さるゆゑ間よハ顛倒錯置ありそろをそべ〳〵

○卍空按ずるふこの章の結文よ辭則得理とあるハ恐らくハ然則得理の寫誤なるべし〳〵

右十七ヶ條ハ日本法度の權輿なりこのゝち文武天皇の御時大寶令嵯峨天皇の御時弘仁格式清和天皇の御時貞觀格貞觀式

醍醐天皇の御とき延喜格延喜式これなこの十七ヶ條よりて撰ぶれたるなり中古比條泰時が貞永式目を五十一ヶ條よかゝれたるも十七ヶ條を天地人の三才よあてゝ二ヶ條を三ツよひらきたる意なり凡

皇太子この十七ヶ條を記ひたまひしより王代ハ八十八世よりくり歳ハ一千二百八十年よなんゝとそれでも世ゝの政事この十七ヶ條を出ず第二章ふ佛法を示〳〵たまふより外ハことごとく儒典よ據たまふをもて正よもるべ〳〵

聖德太子の御こゝろふてハ此を主として彼を疏とするなどゝいふ依怙贔員ハなくて時よもとゞひ機ようなひて利益あるようをこゝもて察て儒佛平等ふをゝへと垂たまふことなれども蟹ハ甲ふ應じて穴を穿ごとく今の儒者たちの眼よハたゞ一途よ佛法贔員の人とこゝろゆゑ柔くも本朝政事の中興たる神聖を

ふくみ奉り謀友人の守屋之方人となりやうやう傷哉百千巻の書をよろむも我慢嫉妬の凡夫心なるゆゑ大儒先生といへども此癖もなれがたくそれ所謂その親愛とする處に辟をとりよものなり

○栗原孫之丞の柳斧随筆に憲法の字法ハ漢魏の遺風を追ひ六朝の文格に準ぜしことを挙て

○第二章に何人非貴是法と非の字を不の字のごとく用ふ是漢人の格なり史記陳平世家に為相非治事まで賈誼傳に漢法令非行也と見ゆこな不字の法なりその第三章に君則天之臣則地之と之の字を助字のごとく用ひらるこれ論語に亡之命矣夫家語に若性命之形骸之不可易也金縢に禮亦宜之文王世子に冬亦如之史記に入魚膏為燭度不滅者久之とあるこな語助也と注せしなり

その四章に上不礼而下非斉下無礼以必有罪と不の字と無の字のごとく用ひたまふこれまた周秦の法なり禮記三年問に無易之道也といへる注に無猶不とあり是等その大畧なりその詳なることハ別に憲法詳註一巻ありといへり

卍空按ずるに　皇太子御眞蹟の本ハ入鹿の亂に焼うせて今傳ふるものハ群臣の所蔵せしを寫来るところなれバ烏焉の誤あらんも忖りがたし素より文章の古雅なる物なれバ普通に解しがたき事もあり因ていま延佳宣長の校字せし日本紀を參考へ且聊愚按を添るもの可畏の君子ねがはくは訂正せよ詮ずるところハ皇太子慇懃の御教諭を晨昏に頂戴し日夜に欽仰せバ現世安穏にして怖るゝところなく後生善處にまて快樂窮りなし　維時安政はちのとの午十二月廿二日予が寺の別院般若臺なる

聖徳皇太子尊の 影前小筆と閣ぬ

氷開ケ春白ニ 露凝ル秋天ニ

繙ケ書解キ惑ヲ 垂ケ教ニ結ヒ慈ヲ

翻シ邪ヲ入レ正ニ 憲法ヲ為ス先ト

善光寺如来繪詞傳附録終

安政三丙辰秋日夜半空僧都雲

長谷寺能満院小比丘法如ね

近古京高田の恵雲上人若干の著述あれども上木せらるゝなく
一夕夢ごとく毘沙門天王枕頭にたゝせ給ひ吾その如来の教勅を
うけて末代の佛法を守護せん汝が著述豈随喜せざらんやとて手
づゝ錢一枚をなげ給ふ所謂和同開珍錢なり覺て後其錢まのあたり
掌中にあり爾来財寶とくぐごとくにしてあまるの書籍こぐくく刻成
後二十餘年上人やまひに伏しきその錢ならまちふ所在をうしなふ是ぞ
あらじめ死期のちかきをさとり果して遷化せりいま予がごときは
いさゝかも靈感などはあらぬども曽近古和同開珍を簏中に得て
如来傳の開版輙く成るその錢千歳のものうつていま世ふ玩ぶ類と
あらむや粤よ長谷寺の光雲和上八予が律學の法兄なるゆゑこの
師よりて種子眞言をさゝふ奉安し末代佛法依護持弘下根修行
得資緣成の文を證とる耳

杜多卍空 卍

東叡山藏版

口永專付錄 四十六

井上永久謹刀

N4
6207
7

製本所　江戸下谷廣徳寺前
和泉屋庄次郎

時安政五年歳次
戊午六月刻成

本宇田川